

3 災害応急対策

3-1 活動態勢（組織の動員配備）

3-1-1 津島市災害対策本部の設置・運営

3-1-1-1 津島市災害対策本部の組織及び運営

市は、市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(2) 津島市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、津島市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を愛知県海部県民事務所へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づき救助事務を執行するものとする。

3-1-1-2 本部の設置及び廃止基準

本部は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるとき、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づいて市長が設置し、災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき廃止する。

本部は、次の基準に達したときに設置する。ただし、自然現象の状況、程度により、災害発生のおそれがない場合は、災害対策本部を設置しないことができる。

なお、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

(1) 市域に次の警報等の1以上が出されたとき。

- ① 大雨特別警報
- ② 暴風特別警報

- ③ 大雨警報
- ④ 暴風警報
- ⑤ 洪水警報
- ⑥ 木曽川中流氾濫警戒情報
- ⑦ 木曽川下流氾濫警戒情報
- ⑧ 日光川氾濫警戒情報

(2) 市域に相当規模な災害（火災・爆発・交通災害等）が発生し又は発生するおそれがある場合で本部設置の必要があると認められるとき。

3-1-1-3 本部の標識等

災害対策本部を設置したときは、速やかに「津島市災害対策本部」の標示板を掲示する。

3-1-2 非常配備

3-1-2-1 非常配備の分掌任務

非常配備における分掌任務は、資料編「津島市災害対策本部要綱」別表第1による。

3-1-2-2 非常配備の編成

(1) 非常配備の区分

職員の非常配備の編成は、次の配備内容を基準に、あらかじめ各課等の長は第1次非常配備から第3次非常配備における担当職員を定めておく。

災害応急対策活動を適確に実施するため、次に掲げる基準に該当したときはそれぞれ職員を動員し、非常配備体制をとる。

・非常配備の基準及び非常配備体制

種別	基準	非常配備体制
第1次 非常配備	災害が発生する恐れがあり、災害の規模・態様等の推測が非常に困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき。	市長公室長、危機管理課長、危機管理課職員が配備につくものとする。 ただし、状況に応じて配備職員を増減することができる。
第2－1次 非常配備	1 次の各警報等の1以上が市域に発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報	各部局長、危機管理課長、都市整備課長、工務課長、危機管理課職員が配備につくものとする。 ただし、状況に応じて配備職員を増減することができる。
第2－2次 非常配備	(3) 洪水警報 (4) 木曽川中流氾濫警戒情報 (5) 木曽川下流氾濫警戒情報 (6) 日光川氾濫警戒情報	各部局長、各課長、危機管理課職員が配備につくものとする。 ただし、状況に応じて配備職員を増減することができる。
第2－3次 非常配備	2 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	各部局長、各課長級以上、各非常連絡員、危機管理課職員が配備につくものとする。 ただし、状況に応じて配備職員を増減することができる。
第3次 非常配備	1 市の全域又は相当の地域に甚大な風水害が発生すると予想される場合で本部長が当該配備を指令したとき。 2 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	全職員が配備につくものとする。

(2) 各課等の非常配備計画

各課等の長は、あらかじめ非常配備体制の配備内容に対処する非常配備要員（以下「配備要員」という。）及び非常配備伝達の系統を定め、所属職員に周知しておかなければならない。

(3) 職員の非常登庁

- ① 気象予報警報等の発表により自動的に非常配備が指令される場合は、定められた非常配備につかなければならない。
- ② 災害対策に関係の深い各課等の職員は、勤務時間外においても災害が発生するおそれがあるときは、以後の状況の推移に注意し、指令を待つことなく自己の判断により速やかに所定の場所に参集しなければならない。
- ③ 道路等の損壊により、定められた災害応急対策活動につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対策に従事する。
ア 通信連絡により所属長又は本部の指令を受ける。

イ 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、避難所、避難場所に参集する。

(4) 非常連絡員

① 非常連絡員の設置

勤務時間外における各班の配備要員の動員を円滑に行うため、各課等に非常連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。連絡員は、原則として各グループの統括主任以上とする。

② 連絡員の職務

連絡員の職務は、非常配備の状況を所定の職員に伝達すること。

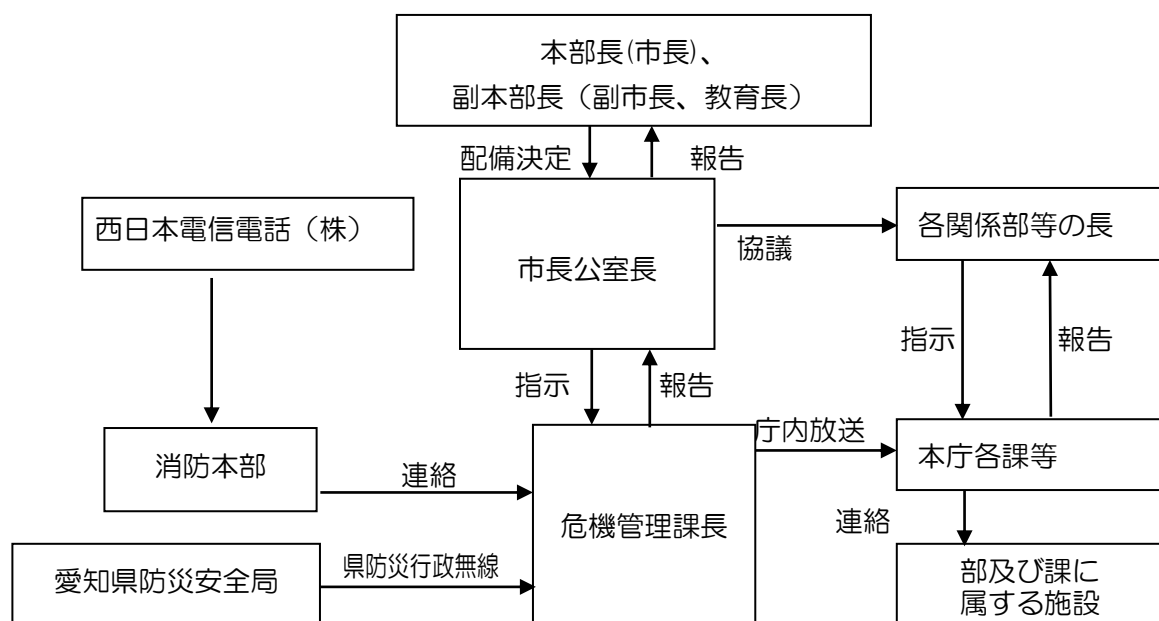
3-1-2-3 非常配備の伝達

非常配備の伝達は、次に掲げる系統により行うものとし、時間外における伝達は、連絡員を通じて行うものとする。

(1) 勤務時間内の伝達

危機管理課は、庁内放送、電話等により気象予報警報等の種類及び非常配備の種別を伝達する。

・勤務時間内における伝達系統



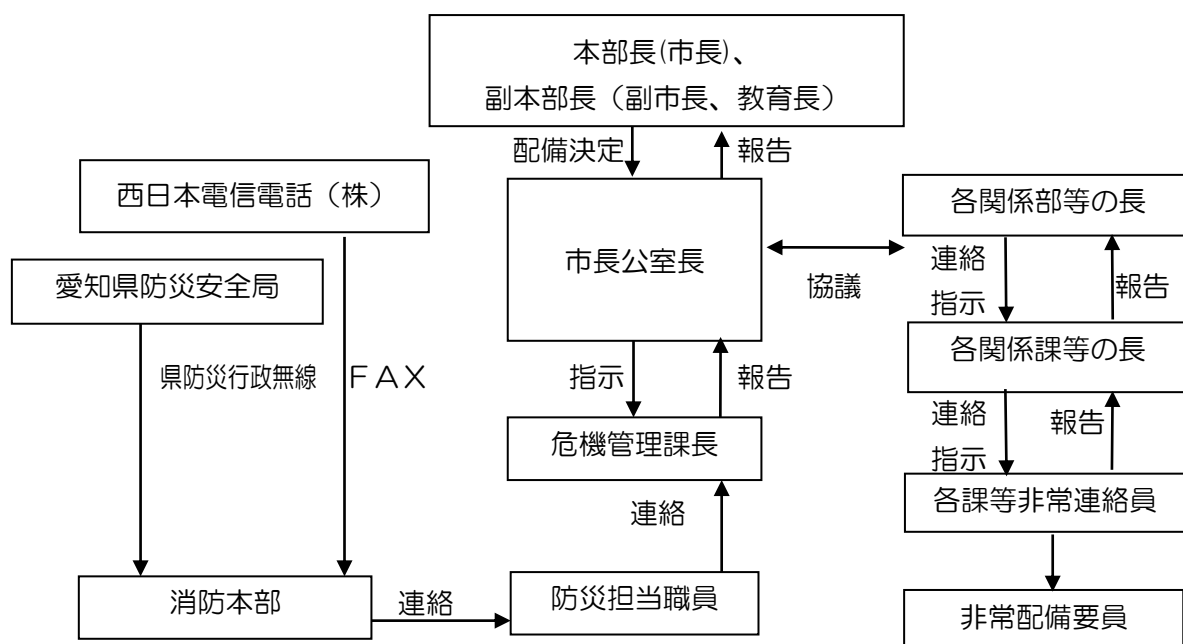
(2) 勤務時間外の伝達

① 勤務時間外において、非常配備に該当する注意報、警報、その他災害に関する緊急情報は、県防災局からの通報と西日本電信電話（株）からの通報がある。

県防災局及び西日本電信電話（株）からの通報は、消防署の警防通信室に伝達される。警防通信室は、直ちに防災担当職員へ連絡し、担当職員が危機管理課長へ連絡する。

- ② 連絡を受けた危機管理課長は、市長公室長に報告する。
- ③ 報告を受けた市長公室長は、直ちに各関係部等の長と協議検討し必要があるときは、本部長、副本部長に報告する。
- ④ 本部長、副本部長から配備決定を受けた市長公室長及び各関係部等の長は、危機管理課長及び各関係課等の長に連絡・指示する。
- ⑤ 連絡・指示を受けた各課等の長は、直ちに所属の連絡員に連絡し、配備要員の招集に関し必要な指示を与え、速やかに非常配備体制を整えるものとする。
- ⑥ 指示を受けた連絡員は、直ちに所属の配備要員に連絡する。
- ⑦ 連絡を受けた配備要員は、直ちに登庁し、所要の非常配備体制につくものとする。
- ⑧ 各課等の長は、配備要員を招集したときは、その状況を別に掲げる様式第1により速やかに総務部総務班に報告しなければならない。

・勤務時間外における伝達系統



(3) 勤務時間外の第2次非常配備につかない職員の職務

第2次非常配備につかない職員は、自己の居住地付近の災害情報を把握し、本部へ通報するよう努め、いつでも非常配備につけるように待機するものとする。

3-1-2-4 職員の応援

本部各部長は、災害対策活動を実施するにあたり配備要員が不足し、他部班の応援を受けようとするときは、次のとおりとする。

- (1) 本部各部長は、自部の各班がその分担任務を処理するにあたり、配備要員が不足し、自部内他班の配備要員を動員してもなお不足するときは、別に掲げる様式第2により、市長公室長に要請する。
- (2) 市長公室長は、上記の応援の要請を受けた場合は、他の部班の配備要員を動員し派遣する。

3-1-3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(1) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(2) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災業務計画その他の計画により防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

(3) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、指定公共機関及び指定地方公共機関に準じた活動を行う。

(4) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(5) 惨事ストレス対策

- ① 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- ② 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

3-1-4 職員の派遣要請

3-1-4-1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3-1-4-2 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3-1-4-3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

3-1-4-4 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

3-1-5 災害救助法の適用

3-1-5-1 市における措置（災害救助法第 13 条）

(1) 救助の実施

市長は、市域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

3-2 避難行動

3-2-1 基本方針

- (1) 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- (2) 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- (3) 高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- (4) 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

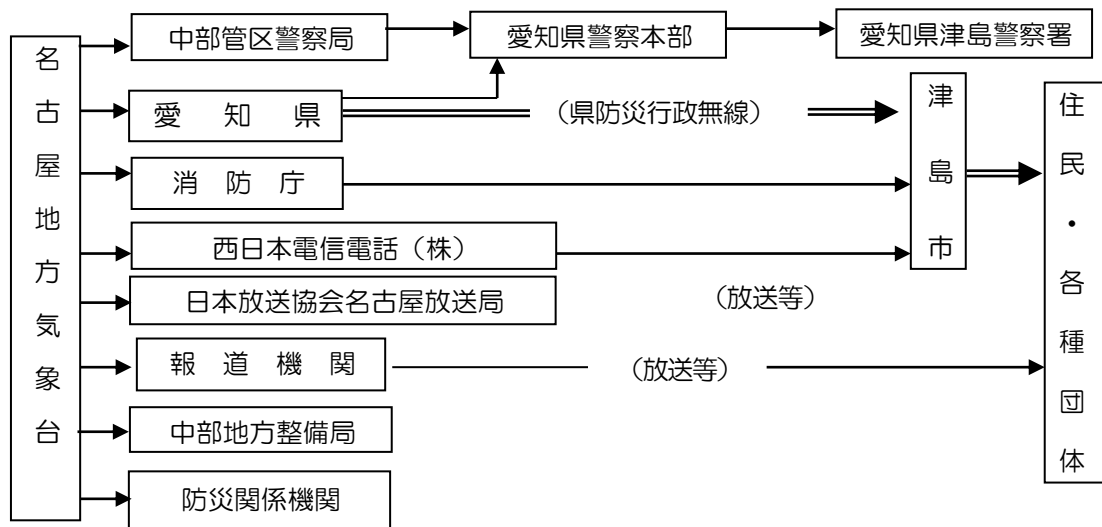
3-2-1-1 気象警報等の伝達

市は、市地域防災計画の定めるところにより、必要事項を住民及び所在の官公署へ周知する。

3-2-1-2 気象予報警報等の伝達系統

重要な気象情報は、下記経路によって伝達される。市における情報収集は、主に県防災行政無線の一斉指令あるいは、西日本電信電話（株）からの伝達により収集するが、本部が設置されたときは、テレビ、ラジオ放送を通じても収集する。

・気象・水象に関する特別警報・警報等



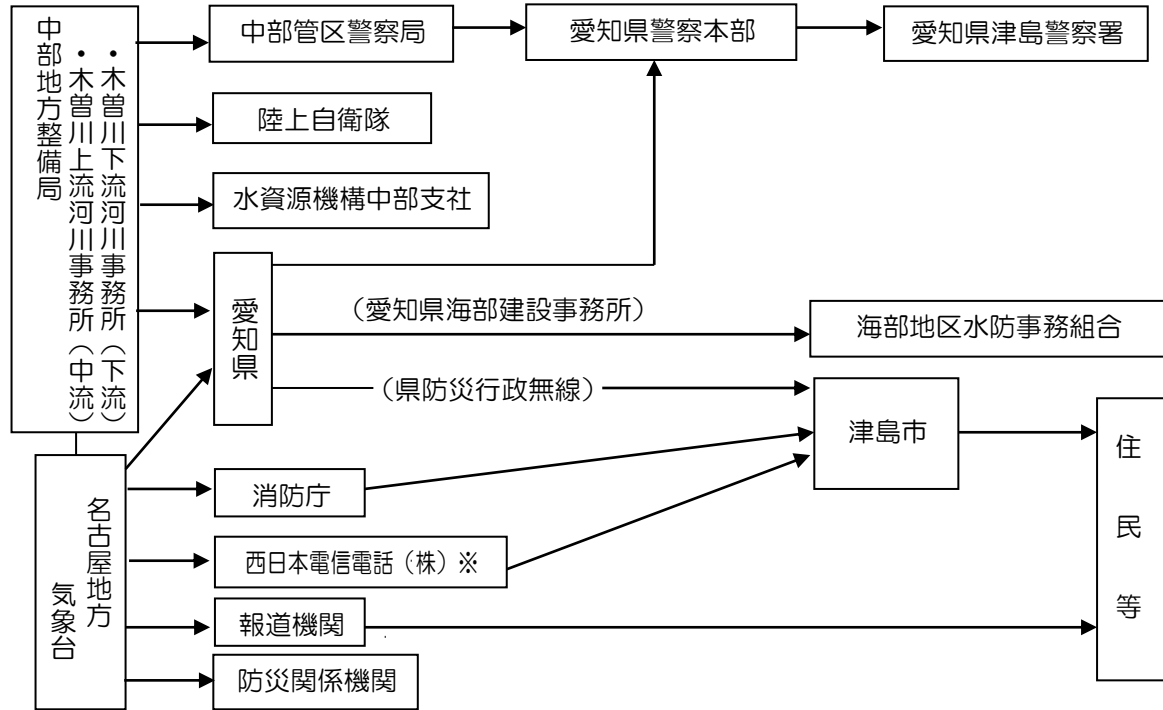
※ 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※ 名古屋地方気象台から西日本電信電話（株）には特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

3-2-1-3 洪水予報

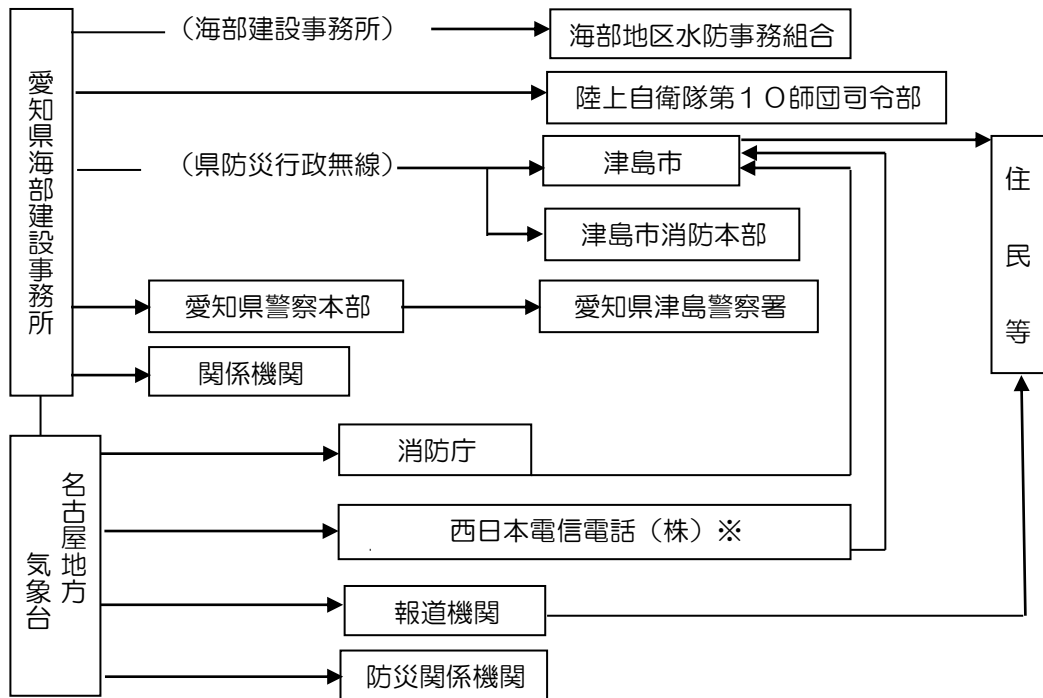
(1) 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報

木曽川（中流・下流）洪水予報



(2) 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報

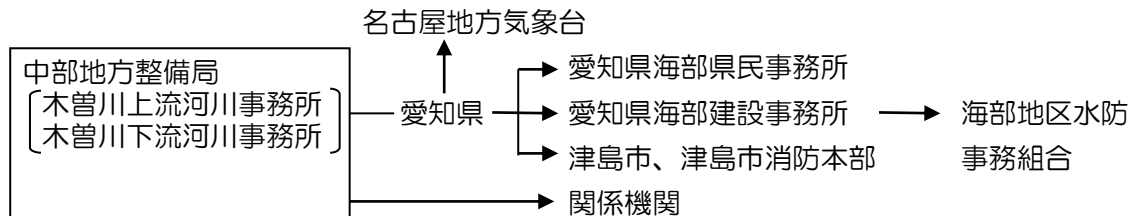
日光川洪水予報



3-2-1-4 水防警報

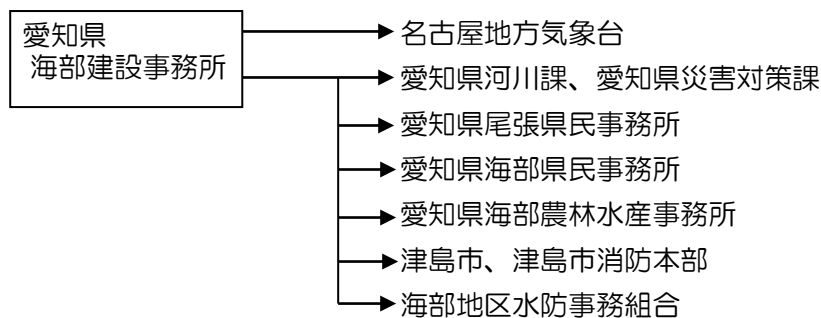
(1) 国土交通大臣の発表する水防警報

- ・木曽川（中流・下流）

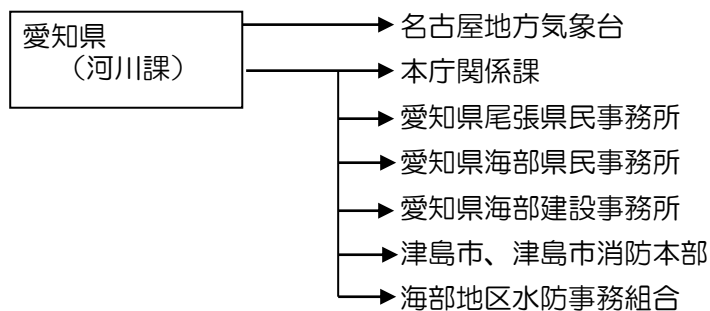


(2) 知事の発表する水防警報

- ・日光川（古瀬地区）



- ・愛知県津波水防警報

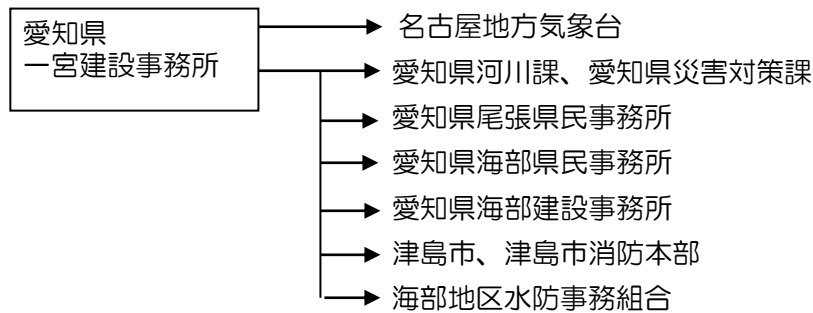


3-2-1-5 水位周知河川の水位情報（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）

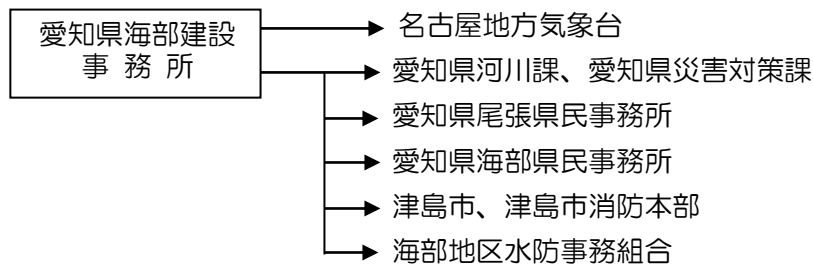
知事が通知する水位周知河川の水位情報（避難判断水位（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）、氾濫発生（警

戒レベル5相当情報〔洪水〕))

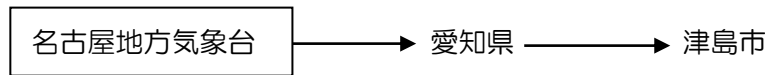
・領内川



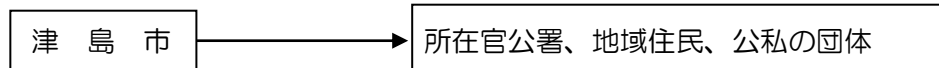
・蟹江川



3-2-1-6 火災気象通報



3-2-1-7 火災警報



3-2-1-8 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。

なお、警察官は通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

3-2-2 避難情報

3-2-2-1 市における措置

市長は、災害から市民を安全に避難させ、もって生命又は身体の保護を図るため、あらかじめ避難場所や避難所の選定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備

を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

(1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

① [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

② [警戒レベル4] 避難指示

気象警報、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

③ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を求めるとともに高齢者以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

④ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

⑤ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

⑥ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

実 施 責 任 者	災害の種類	根 拠 法 令
市長（避難指示）	災害全般	災害対策基本法第60条
水防管理者（避難指示）	洪水	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員 （避難指示）	洪水	水防法第29条
警察官（避難指示）	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官（避難指示）	災害全般	自衛隊法第94条

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。

(3) 報告(災害対策基本法第60条第4項)

市長は高齢者等避難、避難指示を発令したときは、愛知県海部県民事務所を通じて、知事に報告する。

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

3-2-2-2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）

水防管理者は、立退きを指示したときは、警察署長に通知する。

3-2-2-3 避難の指示の内容

市長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

3-2-2-4 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

- ① 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。
- ② 伝達手段は、ホームページ、クローバーテレビ、エフエムななみ、防災ほっとメール、広報車の巡回、サイレン、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるように努める。
- ③ 避難指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 伝達の方法

① 広報車による伝達

市の広報車により、関係地域を巡回して伝達する。

② 個別巡回による伝達

避難指示を発令した時が夜間であり、停電時で風雨が激しいような場合等において

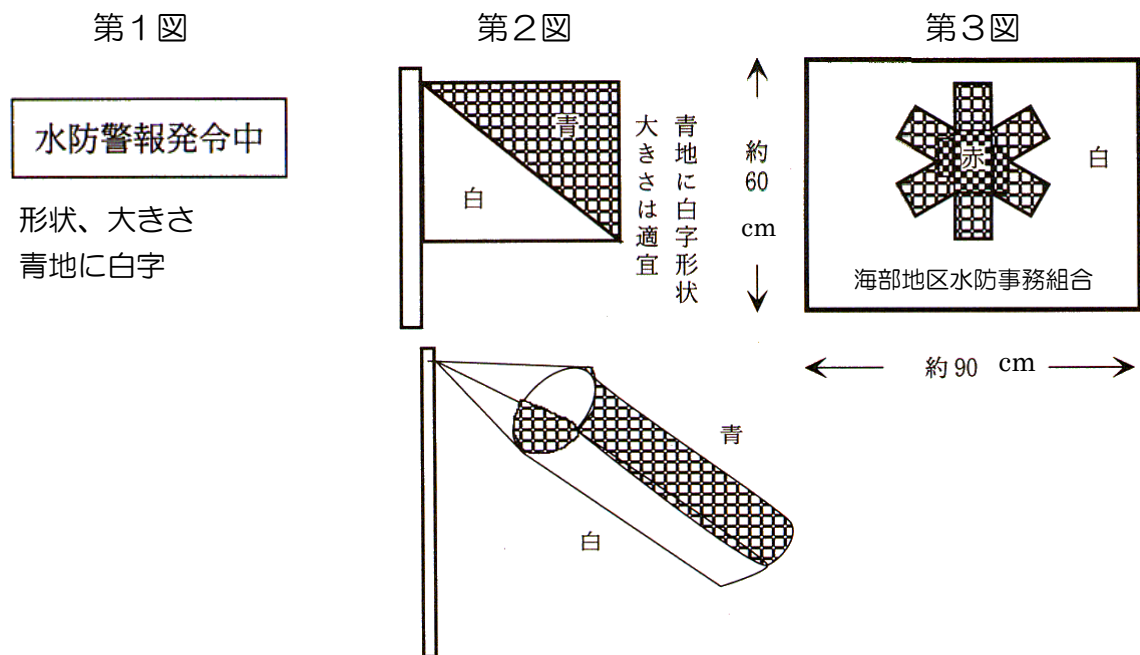
は、市役所、消防署、警察署の職員及び消防団員等により、関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して、口頭伝達を行う。

③ 信号による伝達

危険区域の住民に避難のための立退きを指示する場合は、サイレンを利用して、水防法に基づき、県が定める水防用の信号により伝達する。

水防標識と水防信号

水防標識……水防警報発令の標識は、第1図、第2図の標識を用いるものとし、緊急自動車として使用する車は、優先通行を確保するため第3図の標識を掲げる。



・水防信号

種 別	余いん防止サイレン信号
出動信号	約5秒 —— ———— 約6秒
避難信号	約3秒 — — — — — 約2秒
備 考	信号継続時間は適宜とする。

④ ラジオ、テレビ放送による伝達

ラジオ、テレビの放送局に対して、避難指示を発令した旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

(3) 伝達の内容

避難指示を発令する場合の伝達の内容は、次のとおりとする。

- ① 避難指示
- ② 避難指示の理由
- ③ 避難所の名称及び所在地
- ④ 避難経路（必要のある場合）
- ⑤ 注意事項（火災、盗難の予防、携行品、服装等）

3-2-3 住民等の避難誘導等

3-2-3-1 避難の方法

(1) 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- ① 避難に際しては、必ず火気等の始末を完全に行う。
- ② 大雨又は台風期には、災害に備えて、家屋を補強する。
- ③ 事業所等にあっては、浸水その他の被害による油脂等の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。
- ④ 避難者は、ある程度の食料、飲料水、タオル等の日用品、照明器具及び救急医薬品等を携行する。
- ⑤ 避難者は、できるだけ氏名票を準備する。
- ⑥ 服装は、軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- ⑦ 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- ⑧ 病院、保育園等多数の患者、乳幼児等を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市役所、消防署、県津島警察署等との連絡を密にするものとする。

(2) 避難の誘導

- ① 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- ② 誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- ③ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。
- ④ 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 移送の方法

避難の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。なお、被災地が広域で大規模な避難の移送を要し、市において処置できないときは、災害対策本部長は、愛知県知事に対し応援を要請するものとする。

3-2-3-2 病院等の避難対策

(1) 避難誘導

医療施設の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と独歩患者とにわけて、適当な人数ごとに自主組織を編成させ、重症者、妊産婦、傷病人、幼老者を優先して誘導する。

(2) 移送方法

医療施設の管理者は、入院患者を避難させる必要があると認められたときは、医師、看護師等を引率者として、直ちに患者の移送を行う。

(3) 避難地の確保

医療施設の管理者は、災害時における患者の避難地をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押車等を確保し保管場所を定めておく。

3-2-3-3 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

① 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

② 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することと不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

③ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

④ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

3-2-4 広域避難

3-2-4-1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

3-3 災害情報の収集・伝達・広報

3-3-1 基本方針

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- (2) 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 51 条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- (3) 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- (4) 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- (5) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- (6) 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

3-3-2 被害状況等の収集・伝達

3-3-2-1 市における措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

この場合において、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

- ① 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。（以下「即報要領」という。））に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

- ② 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

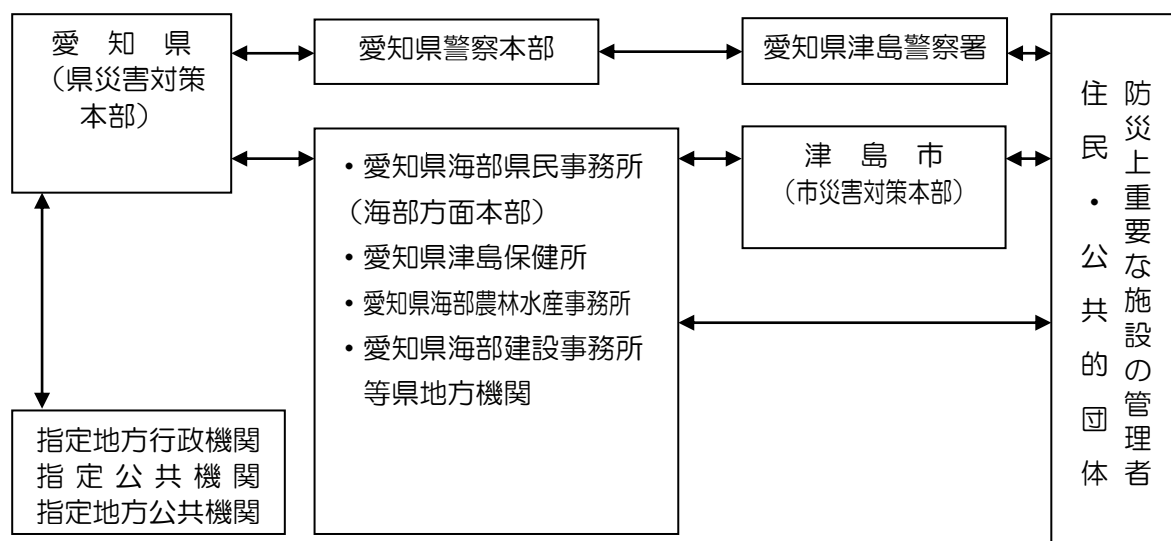
(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

3-3-2-2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 市及び各防災関係機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

・情報の一般的収集伝達系統図



- (2) 情報の収集伝達については、3-3-3「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (3) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (4) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (5) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (6) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

3-3-2-3 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

3-3-2-4 その他の情報の収集伝達

(1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

3-3-2-5 報告の方法

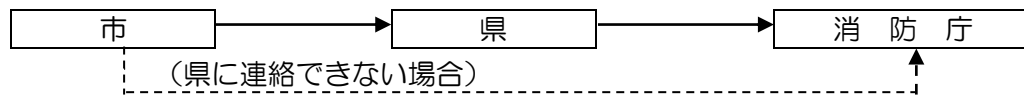
(1) 被害状況の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

なお県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。

愛知県及び消防庁への連絡先



＜愛知県海部県民事務所への連絡先＞

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		海部総合庁舎2階 県民防災安全課			海部総合庁舎2階 災害対策センター	
勤務 時間 内	NTT	防災安全グループ 0567-24-2125 0567-24-2111（代表） 内線 217			0567-26-4866 0567-24-2111（代表） 総括班・総務班 内線 612・613・614 情報班 内線 607・608・609・610・611 県民相談チーム 内線 601・602・603・604・605・606 支援班・物資チーム 内線 615・616	
	NTT FAX	0567-26-0729			0567-26-0729	
	防災行政無線	603-1101 603-2-内線番号			603-1101 603-2-内線番号	
	防災行政無線(FAX)	603-1150			603-1150	
職員 配備前	NTT	0567-24-2111（代表） 宿直代務員				
勤務 時間 外	NTT	上記勤務時間内の欄に同じ			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT FAX	同 上			同 上	
	防災行政無線	同 上			同 上	
	防災行政無線(FAX)	同 上			同 上	
e-mail		ama@pref.aichi.lg.jp				

愛知県海部県民事務所に連絡できないときは、県へ連絡する。

3 災害応急対策

＜愛知県への連絡先＞

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階防災安全局内			県自治センター6階災害情報センター	
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2549 (火災) 内線 2548 (危険物) 内線 2523 (救急・救助) (直通)052-954-6193 (災害、 特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5325~5326 (総括部渉外班) 内線 5309~5311 (広報部広報班) 内線 5322~5323 (情報部整理班) 内線 5318~5321 (情報部部局班) 内線 5312~5314 (情報部方面班) 内線 5315~5317 (情報部公共機関 班) 内線 5324 (情報部調査班) 内線 5327~5328 (運用部庶務班) 内線 5329~5330 (運用部運用班) 内線 5331 (運用部財務会計班)	
	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊 災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救 助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険 物))			052-971-7106	
	防災行政 無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)			600-1360~1361 (総括部統括班) 600-1362 (総括部渉外班) 600-1363 (広報部広報班) 600-1366 (情報部部局班) 600-1364 (情報部方面班) 600-1365 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1369 (県警・自衛隊)	
	防災行政 無線(FAX)	600-1510			600-1514、1515	
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT FAX	052-954-6995 (宿日直室)			同 上	
	防災行政 無線	600-5250~5253 (宿日直室)			同 上	
	防災行政 無線(FAX)	600-4695 (宿日直室)			同 上	
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp			aichi-saitaihonbu21@1ion.ocn.ne.jp	

＜消防庁への連絡先＞

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9：00～17：00）（消防庁応急対策室）

(NTT 回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	92-9043422	9-048-500-9043422
03-5253-7553 (FAX)	92-9049033 (FAX)	9-048-500-9049033 (FAX)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

（NTT 回線）	（消防防災無線）	（地域衛星通信ネットワーク）
03-5253-7777	92-9049102	9-048-500-9049102
03-5253-7553（FAX）	92-9049036（FAX）	9-048-500-9049036（FAX）

3-3-2-6 被害状況調査の時期と調査事項

(1) 被害状況調査の時期

被害状況調査は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときに、被害の発生及びその経過に応じ、逐次収集する。

- ① 津島市災害対策本部が設置されたとき。
- ② 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ③ 気象業務法に基づく大雨、洪水注意報が発表されたとき。
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、調査の必要があると認められるとき。

(2) 調査事項

被害状況の調査は、次に掲げる事項について行う。

① 人的被害に関する事項

- ア 死者の数
- イ 行方不明者の数
- ウ 重傷者の数
- エ 軽傷者の数

② 住家の被害に関する事項

- ア 全壊（全流失、全埋没、全焼失を含む）棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数
- イ 半壊（半流失、半埋没、半焼失を含む）棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数
- ウ 一部破損棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数
- エ 床上浸水棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数
- オ 床下浸水棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数

③ 非住家の被害に関する事項

全壊又は半壊（流失、埋没、焼失を含む）棟数

④ 田畑の被害に関する事項

- ア 田の流失又は埋没面積並びに冠水面積
- イ 畑の流失又は埋没面積並びに冠水面積

⑤ その他の被害に関する事項

- ア 道路決壊箇所名、箇所数

- イ 橋りょう流失箇所名、箇所数
- ウ 堤防決壊箇所名、箇所数
- エ 鉄道不通箇所名、箇所数
- オ その他の被害

- ⑥ 被災者に関する事項
 - 被災世帯数及び人員
- ⑦ 被害額に関する事項
 - 物的被害の概算額
- ⑧ 応急措置の状況

(3) 被害判定基準

被害の判定基準は、資料編別表第1に掲げるとおりとする。

3-3-2-7 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

3-3-3 通信手段の確保

3-3-3-1 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生し

た場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 津島市防災行政無線

基地局（本部）及び移動局（現場）間相互に緊急を要する市内の通信連絡は、津島市防災行政無線を利用して行う。

なお、今後市民に対する情報の伝達手段として、同報系無線の検討など、情報伝達体制の整備強化を図っていくものとする。

(6) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的、通信の相手方又は通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

① 非常通信の通信内容

ア 人命の救助に関するもの。

イ 災害の予報警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。

ウ 緊急を要する気象等の観測資料に関するもの。

エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

オ 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）

カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

キ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

ク 県・市の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

ケ 電力設備の修理復旧に関するもの。

② 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

③ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員の無線局を選定することが望ましい。

(7) 電話及び電報等の優先利用

① 一般電話及び電報

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

イ 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。

ウ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。

(8) 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(9) 放送の依頼

市は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、西尾張ケーブルテレビ及びエフエムななみに災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

(10) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

3-3-4 広報

3-3-4-1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

3-3-4-2 広報内容

災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、次に掲げる事項を市民に周知する。

- (1) 事前情報の広報
 - ① 気象に関する情報
 - ② 河川の水位に関する情報
 - ③ 公共交通機関の情報
 - ④ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ① 災害の発生状況
 - ② 市民のとるべき措置
 - ③ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
 - ④ 医療・救護所の開設状況
 - ⑤ 道路情報
 - ⑥ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ① 公共交通機関の状況
 - ② ライフライン施設の状況
 - ③ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
 - ④ 公共土木施設等の状況
 - ⑤ ボランティアに関する状況
 - ⑥ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - ⑦ 被災者相談窓口の開設状況
 - ⑧ その他必要事項

3-3-4-3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ① 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - ② クローバーテレビ、エフエムななみの放送
 - ③ Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
 - ④ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
 - ⑤ 広報紙等の配布
 - ⑥ 広報車の巡回
 - ⑦ 掲示板への貼紙
 - ⑧ その他広報手段

3-3-4-4 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
 - ① 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。
特に避難情報等については、災害情報共有システム(L アラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
 - ② 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。
- (2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。
- (3) 多様な情報手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。
- (4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

- ① 災害関係番組
- ② 災害関係の情報
- ③ 災害対策のための解説、キャンペーン番組
- ④ 関係機関の告知事項

3-3-4-5 記録写真の作成

被災地の状況を写真等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

3-4 応援協力・派遣要請

3-4-1 応援協力

3-4-1-1 愛知県知事等に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、愛知県知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

3-4-1-2 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

3-4-1-3 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

3-4-1-4 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

3-4-1-5 経費の負担

- (1) 国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるものの

ほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

3-4-2 応援部隊等による広域応援等

3-4-2-1 緊急消防援助隊等の応援要請

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

3-4-2-2 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、愛知県知事及び市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

3-4-2-3 海上保安庁の応援要請の依頼

- (1) 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。
- (2) 依頼は下記の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市町村長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

ア 災害の状況及び応急措置を要請する理由

イ 応急措置を希望する期間

ウ 応急措置を希望する区域

エ 活動内容

- ①傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ②巡視船を活用した医療活動場所の提供
- ③巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

- ④その他市及び県が行う災害応急対策の支援 等
オ その他参考となるべき事項

3-4-3 自衛隊の災害派遣

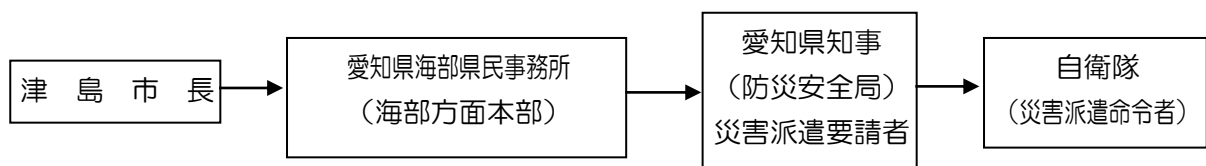
3-4-3-1 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては、被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。
- (2) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、愛知県知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、愛知県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

3-4-3-2 災害派遣要請等手続系統

- (1) 要請者 愛知県知事

- (2) 要請手続き



※市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、海部方面本部へも連絡する。

3-4-3-3 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者	担任地域
陸上自衛隊第10師団長	県内全域
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)	県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監	県内全域

※ ただし、尾張西部の連絡・調整は第35普通科連隊長担任

3-4-3-4 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の援助活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合には、それらの啓開、除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して応急医療、救護及び防疫等を行うが薬剤等は、通常関係機関の提供するものを利用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

3-4-3-5 災害派遣要請者（愛知県知事）における措置

- (1) 災害派遣要請者は、市長の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続きをとる。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提供する。

- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。
- (4) 災害派遣要請者は、市長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

3-4-3-6 市における措置

- (1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。
- (2) 事態が緊迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を愛知県知事に通知する。
- (4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請依頼する。
災害派遣要請依頼書は、別に掲げる資料編様式第57のとおりである。
災害派遣撤収要請依頼書は、別に掲げる資料編様式第58のとおりである。

3-4-3-7 災害派遣部隊の受入れ

災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、市長に受入体制を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市又は関係機関相互の連絡にあたりとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

なお、市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後

は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

(3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

(4) 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所を確保する。

(5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

① 事前の準備

ア ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

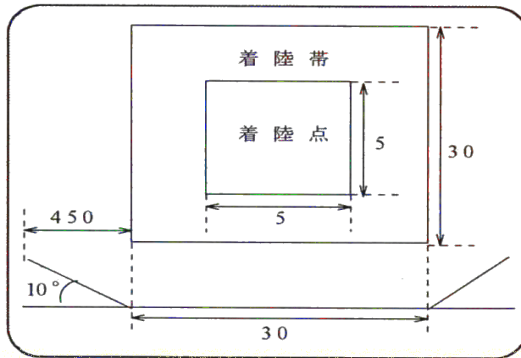
イ ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

ウ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

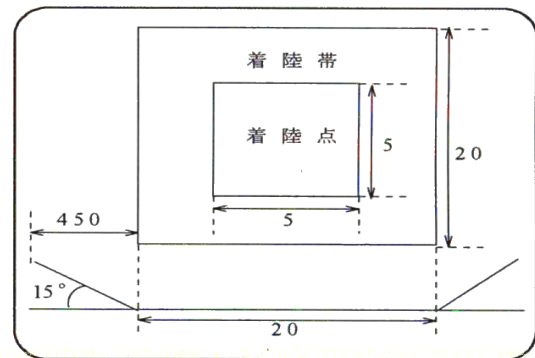
エ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

離着地点及び無障害地帯の基準

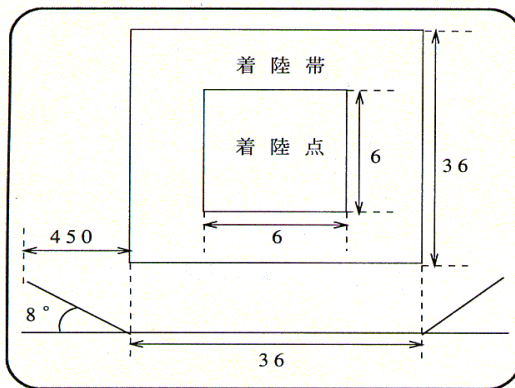
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》



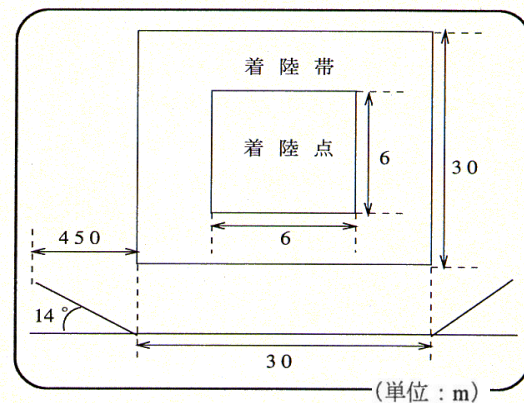
(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》



(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》

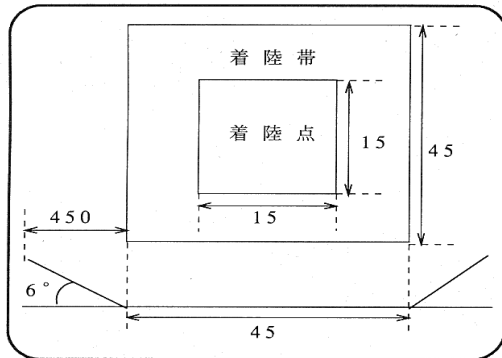


(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》

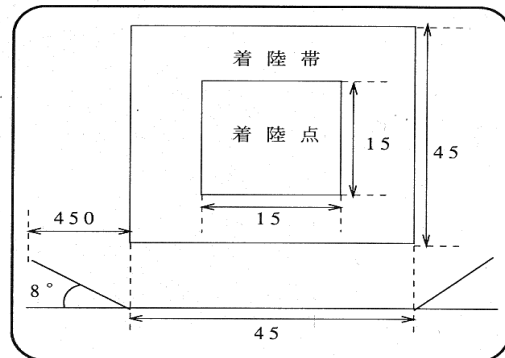


(単位 : m)

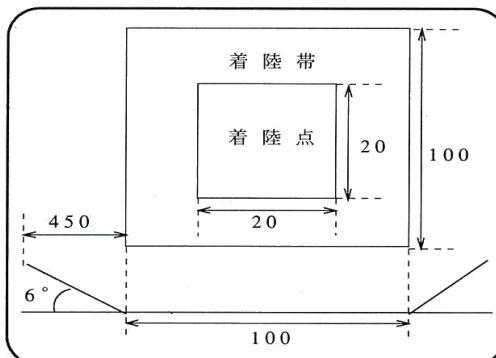
(c-1) 大型機 (V-107 及び UH-60J) の場合《標準》



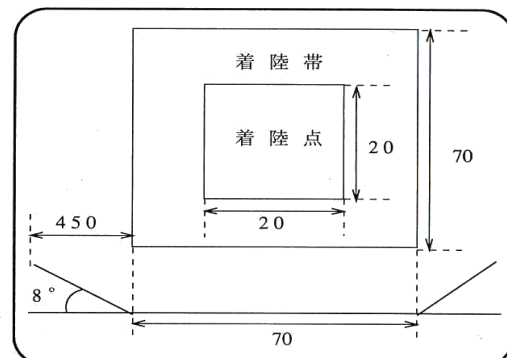
(c-1) 大型機 (V-107 及び UH-60J) の場合《応急》



(d-1) 大型機 (CH-47) の場合《標準》



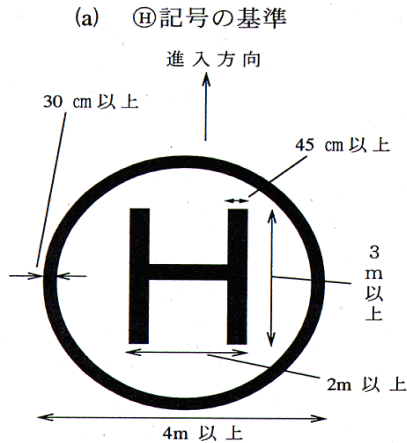
(d-1) 大型機 (CH-47) の場合《応急》



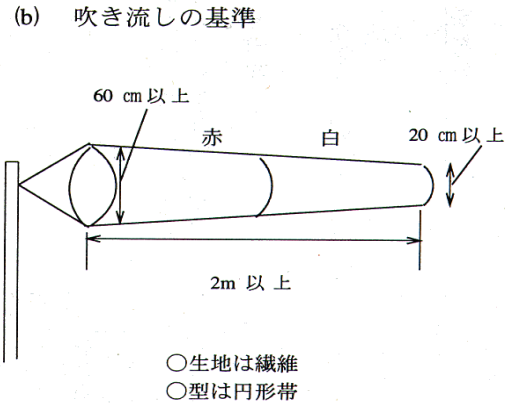
(単位 : m)

② 受入れ時の準備

ア 離着陸地点には、下記基準のⓂ記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

イ ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

オ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

3-4-3-8 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、下記を基準とする。

- ① 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む）及び入浴料
- ③ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- ④ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

3-4-4 ボランティアの受入れ

3-4-4-1 市における措置

- (1) 市は、災害規模等からボランティアの受入れが必要と判断したときには、災害ボランティアセンターを設置するために、「津島市災害ボランティアセンターの開設及び運営等に関する協定」の定めるところにより市社会福祉協議会へ開設を要請する。
- (2) 市及び市社会福祉協議会は、災害時のコーディネーター派遣に協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

3-4-4-2 コーディネーターの役割

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
 - ① 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。
 - ② ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ③ 市社会福祉協議会やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
 - ④ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
 - ⑤ 必要に応じ、秘書広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。
- (4) 協力が予想されるボランティア団体
 - ① 日本赤十字奉仕団
 - ア 地域赤十字奉仕団
 - イ 特別奉仕団
 - ② 一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟津島第1団・第2団

- ③ 一般社団法人ガールスカウト日本連盟愛知第21団
- ④ 津島市女性の会
- ⑤ 津島市防災無線クラブ
- ⑥ 愛知県防災ボランティアグループ
- ⑦ 高等学校
- ⑧ 高等技術専門学校
- ⑨ 各種団体
- ⑩ 県外からのボランティア

(5) 整備保存すべき帳簿等

ボランティア団体等受入記録簿

様式第56（資料編）

3-4-4-3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

3-4-5 防災活動拠点の確保

- (1) 市は、大規模な災害が発生し、県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材、物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- (3) 市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点を下記のとおり指定する。

なお、当該拠点は、他の市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

施設名	面積(ha)	付帯施設	備考	管理者
東公園	12.5	錬成館、児童科学館	駐車場 500台	市

3-5 救出・救助対策

3-5-1 救出・救助対策

3-5-1-1 方針

- (1) 市は、県警察と緊密な連絡のもとに災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 救出にあたっては、要配慮者を優先する。

3-5-1-2 救出・救助対策

(1) 市における措置

- ① 市は、県警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- ② 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- ③ 市は、自ら救出の実施が困難な場合、県又は他市町村へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

- ④ 緊急消防援助隊の派遣を受けた市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

3-5-1-3 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

3-5-1-4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定し

ているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3-5-1-5 整備保存すべき帳簿

被災者救出状況記録簿	様式第18
被災者救出用機械器具・燃料受払簿	様式第19
被災者救出用機械器具修繕簿	様式第20

3-5-2 航空機の活用

3-5-2-1 愛知県防災ヘリコプター活動内容

防災ヘリコプターは、その特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- ① 被害状況調査等の情報収集活動
- ② 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- ③ 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- ④ 火災防御活動
- ⑤ 救急救助活動
- ⑥ 臓器等搬送活動
- ⑦ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

3-5-2-2 愛知県防災ヘリコプターの活用

(1) 市長は、次の要件の一つに該当する災害が発生したときは、愛知県知事に防災ヘリコプターの出動要請を行う。

- ① 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがある場合
- ② 市の消防力では防御が著しく困難な場合
- ③ その他救急救助活動等において防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県防災安全局消防保安課防災航空グループに電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を愛知県知事に提出する。

- ① 災害の種別
- ② 災害の発生場所
- ③ 災害発生現場の気象状況

- ④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑤ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

防災局消防保安課防災航空グループ

電 話 0568-29-3121

FAX 0568-29-3123

- (4) この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

3-6 医療救護・防疫・保健衛生対策

3-6-1 医療救護

3-6-1-1 市における措置

- (1) 市は、津島市民病院等において医療活動を行うほか、必要に応じて医療救護所を設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

3-6-1-2 地元医師会、災害拠点病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。

3-6-1-3 DMAT指定医療機関における措置

DMAT指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（DMAT）は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

3-6-1-4 救急搬送の実施

患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関による。

ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院で確保した車輛により搬送を実施する。

なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリ等を活用する。

3-6-1-5 医療品その他衛生材料の確保

- (1) 市は、災害発生後、医薬品等の販売業者等の被害状況を速やかに把握するとともに、災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定に基づいて中北薬品の協力を得て、医薬品等を調達する。
- (2) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (3) 市薬剤師会は、市の要請に基づき医薬品などの供給に協力する。

3-6-1-6 整備保存すべき帳簿

医療救護班名簿（医師会）	様式第64（資料編）
（歯科医師会）	様式第75（資料編）
（薬剤師会）	様式第86（資料編）
入院指示書（医師会）	様式第65（資料編）
（歯科医師会）	様式第76（資料編）
医療救護班診療記録簿（医師会）	様式第66（資料編）
（歯科医師会）	様式第77（資料編）
医薬品及び衛生材料使用簿（医師会）	様式第67（資料編）
（歯科医師会）	様式第78（資料編）
（薬剤師会）	様式第88（資料編）
医薬品及び衛生材料等購入関係支払証拠書類	
医療救護班日報（医師会）	様式第68（資料編）
（歯科医師会）	様式第79（資料編）
（薬剤師会）	様式第87（資料編）
業務災害報告書（医師会）	様式第69（資料編）
（歯科医師会）	様式第80（資料編）
（薬剤師会）	様式第89（資料編）
事故傷病者概要（医師会）	様式第70（資料編）
（歯科医師会）	様式第81（資料編）
（薬剤師会）	様式第90（資料編）
費用弁償等請求書（医師会）	様式第71（資料編）
（歯科医師会）	様式第82（資料編）

(薬剤師会)	様式第91 (資料編)
委任状 (医師会)	様式第72 (資料編)
(歯科医師会)	様式第83 (資料編)
(薬剤師会)	様式第92 (資料編)
医療費請求書 (医師会)	様式第73 (資料編)
(歯科医師会)	様式第84 (資料編)
扶助金支給申請書 (医師会)	様式第74 (資料編)
(歯科医師会)	様式第85 (資料編)
(薬剤師会)	様式第93 (資料編)
病院診療所医療実施状況	様式第29 (資料編)
助産台帳	様式第30 (資料編)
助産関係支出証拠書類	

3-6-1-7 応援協力関係

市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合、県又は他市町村へ医療、助産の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

3-6-1-8 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3-6-2 防疫・保健衛生

3-6-2-1 防疫活動

(1) 防疫組織

市は、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

- ① 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
- ② 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。
- ③ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレ

を早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

3-6-2-2 栄養指導等

(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

3-6-2-3 健康管理

(1) 市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

3-6-2-4 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

- ① 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。
- ② 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

- ① 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやす

いため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援を行う。

- ② ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

- ① 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。
- ② 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

3-6-2-5 避難所の生活環境管理

市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

3-6-2-6 動物の保護

- (1) 被災動物の保護及び収容は県が行う。
- (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

3-6-2-7 応援協力関係

- (1) 市は、県が実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を実施する。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、県又は他市町村へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行う。